

藤沢市実費弁償条例の一部改正について
藤沢市実費弁償条例の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）2月18日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市実費弁償条例の一部を改正する条例

藤沢市実費弁償条例（昭和31年藤沢市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同項第3号中「第109条第5項，第109条の2第5項又は第110条第5項」を「第115条の2第1項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第4号中「第109条第6項，第109条の2第5項又は第110条第5項」を「第115条の2第2項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、「委員会に」を削る。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、条例中において引用している地方自治法が改正されたことに伴い、所要の改正をする必要による。